

令和 5 年度小豆島中央病院企業団病院事業会計決算における資金不足比率について

令和 5 年度年度小豆島中央病院企業団病院事業会計決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

比 率 名	令和 5 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— %	20.0%	

※ 国が提示する公営企業会計の経営健全性の判断は、資金不足比率が経営健全化基準（20%）内に収まっているか否かということであり、具体的には、貸借対照表上の流動負債（企業債等を除く）が流動資産（貸倒引当金等を除く）を上回る額（「不良債務」と呼ぶ）をもって、公営企業会計の資金不足額とすることとなっており、資金不足額がないため、比率は「—」を記載しています。

小豆島中央病院企業団企業長 佐 藤 清 人

公営企業会計に係る資金不足比率等

(単位：千円)

会計名 (特別会計名)	x	小豆島中央病院企業団 病院事業会計
公営企業法適用・非適用の別		法 適 用
標準財政規模	x	/
(1) a - b - c - d - e (- f)		471,653
流動負債	a	578,897
控除企業債等	b	107,244
控除未払金等	c	0
控除額	d	0
P F I 建設事業費等	e	0
土地前受金 (宅造)	f	/
(2) 算入地方債		0
(3) g-h-i (-j)		2,663,703
流動資産	g	2,663,904
控除財源	h	201
控除額	i	0
土地評価差額 (宅造)	j	/
(4) 地方債残高 (宅造)		/
(5) 長期借入金 (宅造)		/
(6) 令3条1項の額・令4条の額 (1)+(2)-(3)		▲ 2,192,050
(7) 解消可能資金不足額		0
(8) 資金不足額・ 剰余額		2,192,050
(9) 資金不足額(資金不足比率)		-
(10) 営業収益の額－受託工事収益の額		3,446,326
うち指定管理者利用料金		0
(11) k+l (宅造のみ)		/
資本＋負債	k	/
P F I 建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務	l	/
(12) 事業の規模 (10) or (11)		3,446,326
資金不足比率 (9) / (12) (%)		-
(13) 繰越欠損金		310,339
標準財政規模比 (8) / x (%)		/

※ (8)は連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)、(9)は資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。